

中山間地域総合整備事業	事業主体	県	①農村振興課 地域計画班
		市町村	②農村整備課 農村環境整備班

事業の内容

条件不利地である中山間地域（5法指定地域及び準ずる地域）の活性化を図るため、農業生産基盤や生活環境施設を中心として早急に必要な工種内容を整備し、早期に事業の効果を発現させるものである。

採択基準

1. 離島振興法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、特定農山村における農林業等活性化のための基盤整備の促進に関する法律の指定を受けた市町村及び準じる市町村であり、林野率50%以上かつ主傾斜1/100以上の農地の面積が50%以上の区域であること。
2. 中山間地域総合整備実施計画が策定されていること。
3. 受益面積（農業生産基盤整備のうち2以上の事業の合計面積）

型		受益面積(ha)	備 考
集 落 型	一 般 型	60 (20)	
		20 (10)	山間地域（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上50%以上の区域）
	生産基盤型	20 (10)	農業生産基盤（県営については、ほ場整備10haを含む）のみを行う
広 域 連 携 型		60	

※（ ）は団体営の場合

4. 標準工期 5年

事業種類

- 1) 農業生産基盤整備事業
 - ① 農業用排水施設整備事業
 - ② 農道整備事業
 - ③ ほ場整備事業
 - ④ 農用地開発事業
 - ⑤ 農地防災事業
 - ⑥ 客土
 - ⑦ 暗渠排水
 - ⑧ 鳥獣侵入防止施設整備事業
 - ⑨ 農用地の改良又は保全
- 2) 農村生活環境整備事業
 - ① 農業集落道整備事業
 - ② 営農飲雑用水施設整備
 - ③ 農業集落排水施設整備
 - ④ 集落防災安全施設整備事業
 - ⑤ 用地整備事業
 - ⑥ 活性化施設整備事業
 - ⑦ 集落環境管理施設整備事業
 - ⑧ 交流施設基盤整備事業
 - ⑨ 情報基盤施設整備事業
 - ⑩ 市民農園等整備事業
 - ⑪ 生態系保全施設等整備事業
 - ⑫ 交換分合事業
- 3) 特認事業

負担割合	区 分		国	県	市町村	その他	備 考
	県 営	生産基盤整備以外		55	32.5 (30)	12.5 (15)	
生産基盤整備		55	32.5 (30)	12.5 (15)			
団 体 営	基 盤 整 備		55	1	44		
	施 設 整 備		55	1	44		

※（ ）は平成23年度新規地区から適用